

たばこの販売業者（小売販売業者及び卸売販売業者）のかたへ

たばこ税の手持品課税について

たばこ税関係法令の改正により、平成 30 年 10 月 1 日から、たばこ税及びたばこ特別税並びに道府県たばこ税及び市町村たばこ税（以下、総称して「たばこ税」といいます。）の税率が上げられます。

この改正は、平成 30 年 10 月 1 日から実施されますが、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、次の 3 段階に分けて税率の改正が行われます。

期 間	税率（1,000 本当たり）				
	たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	合 計
平成 30 年 10 月 1 日から 平成 32 年 9 月 30 日まで	5,802 円	820 円	930 円	5,692 円	13,244 円
平成 32 年 10 月 1 日から 平成 33 年 9 月 30 日まで	6,302 円	820 円	1,000 円	6,122 円	14,244 円
平成 33 年 10 月 1 日から	6,802 円	820 円	1,070 円	6,552 円	15,244 円

これに伴い、平成 30 年、平成 32 年及び平成 33 年の各年における 10 月 1 日の午前 0 時現在において、たばこの販売業者（小売販売業者及び卸売販売業者）の方が、販売用の紙巻たばこ（紙巻きたばこ三級品を除く）を 20,000 本以上所持している場合には、その所持する紙巻きたばこについて、税率の引き上げ分に相当するたばこ税が課税されます。

このことを「手持品課税」といいます。

平成 30 年 10 月 1 日の「手持品課税」の対象となるたばこの販売業者の皆様には、平成 30 年 8 月下旬に、たばこ手持品課税申告の手引き、申告書、各納付書等が長井税務署の封筒で発送されております。

手持品課税納税申告書は、平成 30 年 10 月 31 日（水）までに長井税務署：電話 0238 - 84 - 1810 に提出していただき、平成 31 年 4 月 1 日（月）までに、納付書で納付してください。

ご不明な点がある場合はお問い合わせください。

●申告書の記載等について…長井税務署 電話 0238-84-1810

長井市四ツ谷一丁目七番十五号 長井合同庁舎

*なお、国税庁 (<http://www.nta.go.jp/>) 及び総務省 (<http://www.soumu.go.jp/>) のホームページでも、たばこ税の手持品課税に関する情報が提供されております。